〇〇中学校 PTA会則(たたき台)

第1条 名称及び事務局

- 1. 本会は、「〇〇中学校PTA」と称する。
- 2. 事務局を〇〇中学校に置く。

第2条 目的及び方針

- 1. 本会は、保護者と教職員が協力し、学校、家庭及び地域社会における生徒の 健全な育成をはかるとともに、幼児、児童、生徒、青少年の健全育成のため に活動する他の社会教育関係の団体等と協力し、民主的な活動のなかで会員 相互の連携及び親睦をはかる。
- 2. 本会は、非営利的、非政党的、非宗教的でなくてはならず、特定の政党、宗教及び他のいかなる団体等からも支配、統制及び干渉を受けない。

第3条 会員

- 1. 〇〇中学校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員で構成する。
- 2. すべての会員は平等の権利と義務を有する。
- 3. 会員は、別に定める会費を納める。

第4条 役員

1. 本会は、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

書記 2名

会計 2名(うち、教職員会員から1名)

- 2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠役員を選出する。なお、この場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3. 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3)書記は会議の決定事項の記録及びその他の庶務的な事務処理を行う。
 - (4)会計は本会における会計事務一切を担当し、総会において会計監査を 受けた決算報告をする。なお、会計簿はいつでも会員の要求に応じ提 示しなければならない。

会則の統合に関する検討について(2)

本資料は、2022/10/24 の第 1 回会議での意見等を踏まえて作成した新たな中学校の会則たたき 台(資料左側を参照)です。以下に校正ポイント・今後の検討ポイント等を示しますので、ご確認・ ご検討のほどよろしくお願いいたします。

・・・事務局が単独で校正した部分を指しています。
・・・部会での決定事項に基づいて事務局が校正した部分を指しています。
・・・第1回会議において <mark>保留</mark> することとなった部分です。

両校の第1条~第3条の規定を統合するイメージで一つにまとめました。

第1回会議において<u>「特別会員」は記載しないこと</u>とされましたので、「特別会員」に関する 記述を削除し、両校の第4条を統合するイメージで一つにまとめました。

現行の規約・会則では各校別条(上牧中学校第9条第1項、第二中学校第6条第1項第1号)に「役員は選考委員会で選出し、総会で承認を受ける」旨の記載がありますが、他の委員や会計監査等は各条に選出に関する記述がありますので、左記の第4条第2項に「役員は選考委員会で選出し、総会で承認を受ける」旨の記述を追加してはどうでしょうか。
※第6条第3項の委員会の体制として選考委員会を設けると仮定した場合のご提案です。

第1回会議において<u>「後任が決定するまではその任務にあたる。」という記述は引き継がない</u>とされましたので、当該記述を削除し、文章を調整しました。

両校の規定を統合するイメージで一つにまとめました。

第1回会議において<u>「会計簿はいつでも会員の要求に応じて提示しなければならない」という</u> 第二中学校の記述を引き継ぐとされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第5条 会計監査委員

- 1. 本会は、会計を監査するため会計監査委員2名を置く。
- 2. 会計監査委員は理事会にて会員から選出し、総会で承認を受ける。
- 3. 会計監査委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠委員を選出する。また、この場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4. 会計監査委員は総会で監査結果を報告する。
- 5. 会計監査委員は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6条 委員

- 1. 本会の委員は、別に定める規定に基づき選出する。
- 2. 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合は理事会で協議の上、補欠委員を選出する。また、この場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3. 各委員会の体制は次のとおりとする。
 - (1) 未定項目(※委員会1)
 - (2) 未定項目(※委員会2)
 - (3) 未定項目(※委員会3)
 - (4) 未定項目(※委員会4)
 - (5) 未定項目(※委員会5)

第7条 委員会の任務

- 1. 各委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 未定項目(※委員会1)
 - (2) 未定項目(※委員会2)
 - (3) 未定項目(※委員会3)
 - (4) 未定項目(※委員会4)
 - (5)未定項目(※委員会5)
- 2. 各委員会は委員長及び副委員長を互選により定める。
- 3. 各委員会は本会の目的達成のために調査及び研究し、理事会及び役員会に諮り、事業を推進する。

第1回会議において<u>「会計監査は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる」という上牧中学校の記述を引き継ぐ</u>とされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第1回会議において<u>「委員の任期は1年とする」という上牧中学校の記述を引き継ぐ</u>とされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第1回会議において<u>「一から委員会を整備しなおす」「各校持ち帰った上で再協議する」</u>とされましたので、具体的な記述はしていません。なお、<u>選考委員会を設ける場合</u>は、<u>第4条第2項</u> として役員の選出機関等に関する規定を挿入するかどうかも併せてご検討ください。

第6条第3項の各号が定まった後に、それぞれの任務に応じて校正予定です。

第1回会議において<u>「教職員は各委員会に参画する」という第二中学校の記述は引き継がない</u>とされましたので、当該記述を削除し、文章を調整しました。

第8条 総会

- 1. 総会は本会の最高議決機関であり、委任状提出者も含む会員の 1/2 以上の出席により成立する。
- 2. 総会の議長は会長がこれを務める。
- 3. 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長の決すると ころによる。
 - 4. 総会は年1回開くこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は臨時総会を開くことができる。
 - (1)会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事会が必要と認めるとき。
 - (3) 会員の 1/3 以上の要求があるとき。
 - 5. 総会では次の事項について審議及び決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2)決算及び予算
 - (3)役員及び会計監査委員
 - (4)会則の改正
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

第9条 理事会

- 1. 理事会は役員、各委員会の正副委員長、学校長、教頭、各主任教諭をもって構成する。ただし、各委員会の正副委員長は代理人を立てることができる。
- 2. 理事会の議長は役員がこれを務める。
- 3. 議決は、出席者の 2/3 以上の同意を必要とする。
- 4. 理事会は (未定項目 (※開催頻度)) 開くこととする。 ただし、 会長が必要と 認めたときは臨時理事会を開くことができる。
- 5. 理事会では次の事項について審議及び決定する。
 - (1)総会の議案及び報告事項
 - (2)役員会及び各委員会により企画立案された事項
 - (3) 会則又は総会の決議に基づく本会の運営に関する事項
 - (4)総会を開くいとまのない緊急性が高い事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 6. 第5項第4号については、総会の議決を理事会が代行することができるが、 その後開かれる最初の総会で経過等を報告しなければならない。

第1回会議において<u>「可否同数の場合は議長の決するところによる」という上牧中学校の記述</u> を引き継ぐとされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第1回会議において<mark>臨時議会の開催要件は両校の記述を合体させること</mark>とされましたので、両 校の要件をすべて記載し、文章を調整しました。

第1回会議において<u>「各委員会の委員長、副委員長は代理人を立てることができる」という上</u> 牧中学校の記述を引き継ぐとされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第1回会議において<u>「議決は出席者の 2/3 以上の同意を要する」という第二中学校の記述を引き継ぐ</u>とされましたので、当該記述を挿入し、文章を調整しました。

第1回会議において<u>「各校持ち帰り、コロナ禍前の開催頻度を確認した上で再協議する」</u>とされましたので、具体的な記述はしていません。

上牧中学校第11条と第二中学校第9条の規定を統合するイメージで一つにまとめました。

第10条 役員会

- 1. 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
- 2. 役員会は本会の事業及び予算等の重要事項について企画立案するほか、各委員会において企画立案された事項を審議し、理事会に提出する。
- 3. 役員会は随時開くことができる。

第11条 会計

- 1. 本会の会計は、会費及びその他の雑収入をもって充てる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
- 2. 本会の会費は1会員につき月額 <mark>(未定項目 (※会費))</mark> とする。ただし、教育 扶助を受けている会員は、申請により会費を免除とすることができる。
- 3. 第2項の規定により会費を免除とした会員において、申請後に教育扶助を受けないこととなった場合は直ちに申し出なければならず、教育扶助を受けないこととなった月の翌月から直近の徴収月までの会費を遡及して納めなければならない。
- 4. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 5. 本会の会計事務について必要なことは、役員会及び理事会で決定する。

第12条 諸規定

- 1. 本会の運営に必要な諸規定は、理事会で定める。
- 2. 理事会は、諸規定を制定又は改廃したときは、その後最初に開かれる最初の総会に諮り、承認を受けなければならない。

附則

本会則は、 令和〇年(2020年)4月1日から施行する。

上牧中学校第12条と第二中学校第8条の規定を統合するイメージで一つにまとめました。

第1回会議において<u>「各校持ち帰った上で再協議する」</u>とされましたので、具体的な記述はしていません。なお、他団体での統合時の事例は参考資料 NO.4 をご覧ください。

会費が免除となっている会員が<mark>免除要件に該当しなくなった場合の規定がありませんでした</mark>ので、追加しました。

第1回会議において<u>上牧中学校の規約を基本としつつ、総会から差し戻すことができるような</u> 記載を という意見がありましたので、<u>「総会に諮り、承認を受けなければならない」</u>という文言 を追加しました。

委員選出規定

- 1. 本規定は、会則第6条の各号に定める委員会における委員の選出方法等を定めることを目的とする。
- 2. 未定項目(※選出人数、選出基準、除外対象基準など)

附 則 本規定は、令和〇年(202〇年)4月1日から施行する。 第1回会議において<u>「各校持ち帰った上で再協議する」</u>とされましたので、具体的な記述はしていません。

慶弔規定

- 1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表することを目的とする。
- 2. 本規定の運用については会長がこれを行い、その福利は会員が等しくこれを受ける。
- 3. 本規定の財源は、PTA会費をもって充てる。
- 4. 次の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表する。
 - (1) 会員の病気等(3週間以上の入院の場合)・・・5,000円
 - (2) 生徒の病気等(3週間以上の入院の場合)・・・5,000円
 - (3) 会員が死亡したとき・・・・・・・・ 5,000円他
 - (4) 生徒が死亡したとき・・・・・・・・ 5,000円他
 - (5) その他・・・・・・・ その都度役員会で協議し決定する。
- 5. 本規定により金品を受けたものは、一切返礼をしないものとする。

附 則 本規定は、令和〇年(202〇年)4月1日から施行する。 第1回会議において<u>上牧中学校の規定を引き継ぐ</u>とされましたので、上牧中学校の要件に置き 換えました。

交通費・食事代補助規定

1.	.本規定は、本	本会の会員に出張依頼	した場合の交通費	及び食事代補助につ	いて定めること
	を目的とする	3.			

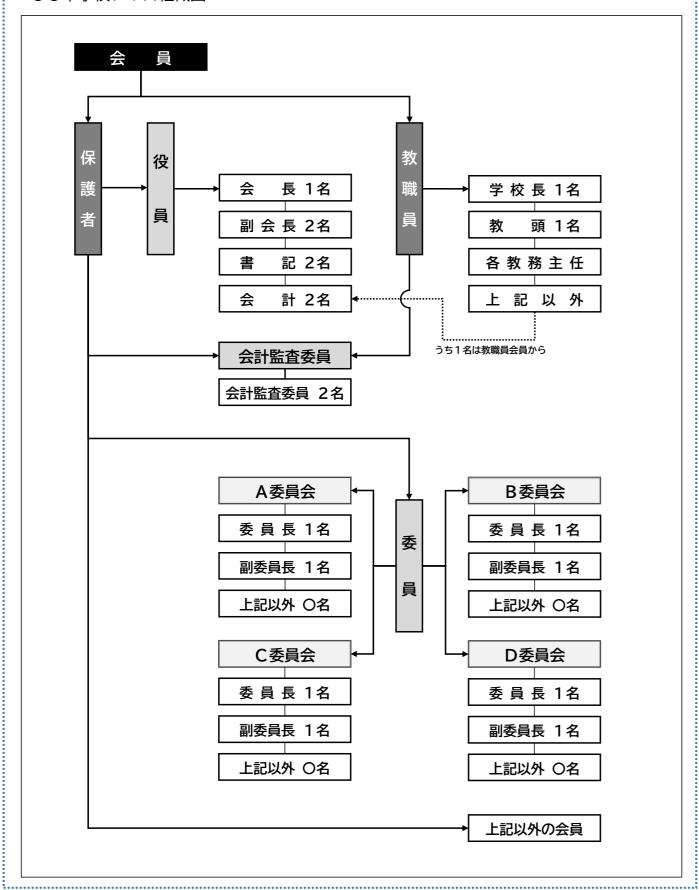
- 2. 会員に次の交通費を支給する。
 - (1)公共交通機関を利用した場合・・・・・・・・・・・・・・・ 実費
 - (2) 車を利用した場合は、車1台につき次の交通費を支給する。
 - ① 出張先が上牧町内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0円
 - ② 出張先が北葛城郡内(上牧町を除く)、香芝市、三郷町、斑鳩町 500円
 - ③ 上記以外の県内・・・・・・・・・・・・・・1, 000円
 - ④ 県外・・・・・・・・・・・・その都度役員会で協議し決定する。 ※注 駐車場代、高速代等は領収書を添付し、別途請求するものとする。
- 3. 会員に次の食事代を補助する。
 - (1) 出張先で昼食が定められている場合・・・・・・・実費
 - (2) 上記以外で昼食が必要と認められる出張の場合・・・500円

附 則 本規定は、令和〇年(202〇年)4月1日から施行する。 第1回会議において<mark>第二中学校の規定を引き継ぐ</mark>とされましたので、第二中学校の要件に置き 換えました。

第1回会議において<u>上牧中学校の規定を引き継ぐ</u>とされましたので、上牧中学校の要件に置き 換えました。

別表1 (第3条関係)

・〇〇中学校PTA組織図



文章だけでは組織体系が複雑に見えるので、組織図を追加しました。